

令和８年度版『年金マニュアルシート』 【追補】

令和８年８月１日から高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更されました。

4 雇用保険との調整（４頁）

「高年齢雇用継続給付を受ける条件」の下線部の記述が下記のとおり変わりました。

(変更前)・各月賃金が 386,922 円 (令和 7 年 8 月 1 日～) 未満

(変更後)・各月賃金が 397,369 円 (令和 8 年 8 月 1 日～) 未満